

政府広報 | 内閣官房・内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省

なぜ上がる? どう使われる? 消費税。



どうして今、消費税率が上がるんですか?

高齢者の安心と若者の希望を確実にする、みんなの社会保障のために。
少子高齢化が進む今、社会保障をすべての世代のためのものに転換し、これらを次世代に引き継ぐために消費税率の引上げが必要です。

具体的には、どう使われるの?

引上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。
引上げ分は、子ども・子育て、医療・介護、年金、高等教育など、子育て世代や現役世代を含む全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。

- 子育てのしやすい環境をつくるために **待機児童の解消**
- すべての子どもが健康やかに成長できるように **幼児教育・保育の無償化**
- 経済的理由で進学をあきらめないために **高等教育の無償化**
- 介護報酬ゼロを実現するために **介護職員の処遇改善**



家計や景気への影響は大丈夫?

家計と景気、両方の視点から対策を行います。
消費税率引上げに伴う家計の負担を減らすために、飲食料品等の消費税を8%に据え置きます(軽減税率制度)。ほかにも景気への影響を緩和するための対策を行います。

- 所得の低い方や0~2歳児の子育て世帯向けプレミアム付商品券
- 自動車や住宅の購入等に対する税別やすまい付金などの支援
- 中小・小規模事業者でのキャッシュレス決済に対するポイント還元
- マイナンバーカードを活用した自治体ポイントへのプレミアム付与



もっと

+2%は、ひとりひとりのために。

10月から消費税率は10%へ。

内閣府大臣官房政府広報室(☎03-5253-2111)

政府広報 消費税 検索



消費税改定に伴う上下水道料金への影響について

消費税改定に伴い、上下水道料金は、令和元年12月請求分より新税率10%が適用されます。



対象 9月30日以前から継続してご使用されている人 ※10月1日以降に開栓された場合は、その時点から新税率10%が適用されます。
問経営課(☎983-5216)

▽自転車

	現在	改定後
一時利用	150円	160円
1カ月定期	2,570円	2,620円
3カ月定期	7,400円	7,540円
学生1カ月定期	2,360円	2,400円
学生3カ月定期	6,780円	6,890円

▽バイク(50cc以下)

	現在	改定後
一時利用	250円	260円
1カ月定期	3,700円	3,770円
3カ月定期	10,800円	11,000円

消費税改定に伴い、八幡市駅自転車駐車場の利用料金を改定します。定期利用については、9月30日購入分まで旧料金となります。
※排気量50cc超125cc以下のバイク料金についてなど、詳しくは市ホームページをご覧ください。
名称変更について
京阪電車「八幡市駅」の駅名変更に伴い、同駐車場は10月1日から「石清水八幡宮駅自転車駐車場」に名称を変更します。
問管理・交通課(☎983-5213)、(公財)自転車駐車場整備センター(☎06-6449-0991)

八幡市駅自転車駐車場の利用料金・名称が変わります

各施設の利用料金が変わります

消費税改定に伴い、指定管理者制度を導入している各施設について、利用料金の見直しを実施されます。
見直し後の利用料金等の詳細については、利用する各施設窓口へお問い合わせください。
対象施設・問い合わせ先
▽やわた流れ橋交流プラザ四季彩館(☎983-0129)
▽市民スポーツ公園、市民体育館、くすのき近隣公園、さつき近隣公園

園、かわきた自然運動公園、川口市民公園、馬場市民公園、男山レクリエーションセンター(①) || (公財)八幡市公園施設事業団(☎981-6111)、(①)は☎983-1611
▽文化センター、松花堂庭園・美術館(②) || (公財)やわた市民文化事業団(☎971-2111)、(②)は☎981-0010
問政策推進課(☎983-1014)

10月1日から
プレミアム付商品券を
販売します

消費税の引上げが、住民税非課税者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起・支えることを目的として、2万円〜2万5千円分のお買い物ができる「八幡市プレミアム付商品券」を販売します。
※1冊5千円分の商品券を4千円で、一人5冊まで購入できます(子育て世帯は対象となる子どもの人数を乗じた冊数まで)。
利用店舗
市内のスーパーなど146店(9月18日現在)で利用できます。商品券販売時には、最新の取扱店一覧表
平成31年1月1日時点で八幡市に住民票を移すことができなかった人のうち、一定の要件を満たす人は、八幡市にて申請手続きを行うことができます。
問福祉総務課(☎983-1123)
▼プレミアム付商品券に関するお問い合わせ
内閣府(専用ダイヤル) ☎0570-02-2036 (平日午前9時〜午後6時)

購入対象と手続きの流れ等

	住民税非課税者	子育て世帯
対象(※1)	平成31年度の住民税が非課税の人(住民税課税者と生計を共にする配偶者・扶養親族、生活保護受給者等を除く) ※申請要。対象となる可能性がある人には、9月下旬頃に申請書を送付しています。	平成28年4月2日〜令和元年9月30日までに生まれた子どもが世帯主か世帯主の親であること ※9月下旬頃に個別送付しています。
申請手続き(※2)	12月27日(金)までに申請書を市役所第1会議室(福祉総務課)へ提出してください(郵送も可)。申請内容を確認後、購入引換券を発送します。	
購入手続き(※2)	10月1日(火)〜令和2年2月28日(金)に子育て支援課相談室へ。 【持ち物】購入引換券、現金、運転免許証など本人確認書類	

※1 本市に住民登録があること(平成31年1月1日時点)
※2 受付は土日祝日を除く、午前9時〜正午、午後1時〜4時。ただし、購入手続きは、10月13日・27日、11月10日・24日の日曜日も行います。